

特記仕様書

1) 【総則】

(適用範囲)

本仕様書は、六地蔵 33 号線ほか境界確定業務委託(以下、本委託)に適用する。

(委託内容)

本委託は、六地蔵奈良町ほか地内において、境界確定業務を実施する。

業務内容は、基準点測量及び用地測量を実施し、官民境界の立会を行い、道路境界確定図、道路区域明示図の作成を行う。

(履行期間)

本委託の履行期間は令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(測量の基準)

本仕様書に定めなき事項は、契約書、設計図書、宇治市測量業務共通仕様書(以下、共通仕様書)、宇治市公共基準点管理保全要項によるほか、国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」、社団法人日本測量協会「国土交通省公共測量作業規程」及び「公共測量作業規程の準則」に準ずるものとする。

また、作業の実施に当たっては、関係法令を遵守して監督職員の指示を正確に施行しなければならない。

なお、本委託の測量業務は、世界測地系によるものを基本とするが、既境界点との整合を図るものとする。

(提出書類)

委託金額が 100 万円以上となる場合、受託者は測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の入力システムにより、(財)日本建設情報センター(JACIC)にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録及び必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

(打合せ等)

協議・打合せについては、業務着手時、中間打合せ 3 回、成果品納入時の計 5 回及び公共用地管理者との打ち合わせを行うものとする。ただし、中間打合せは調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、第 1 回打合せ、成果品納入時、公共用地管理者との打ち合わせには原則として主任技術者が立ち会うものとする。打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認すること。

(疑義)

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議すること。

(資料等の貸与及び返却)

本市から貸し出す資料は、速やかに返却し他の目的に使用してはならない。

(地元関係者との交渉等)

現地作業実施にあたっては、地元関係者(町内会等)等に対し作業への理解、協力を得ることはもとより、作業内容、状況等について地域に十分周知すること。よって現地作業に当たっては周知のためのビラの各戸配布を行うこと。配布区域については監督職員より別途指示する。

(土地への立入り等)

作業実施にあたり、第三者の土地に立ち入る場合は、あらかじめ監督職員及び土地の所有者の了解を得て立ち入るものとする。また、作業者は作業中必ず宇治市発行の身分証明書を携帯すること。

(成果品の提出)

本委託の成果品は、共通仕様書、国土交通省公共測量作業規程に基づくものとするが、成果品部数は正・副各1部とし、成果品項目は以下のとおりとする。

- ①報告書
- ②図面
- ③CD-R (CAD データ(dwg、 dxf、 sfc)・ Word・ Excel・ PDF)

(守秘義務)

受託者は業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、監督職員に直ちに報告し、監督職員の指示に従い対応すること。

2) 【測量業務】

(作業内容)

<基準点測量>

本委託において、3級基準点測量(GNSS測量)、4級基準点測量を実施する。

<用地測量>

本委託では、対象箇所の道路境界確定図、道路区域明示図の作成を目的とする。

境界が確定したのちには、発注者の指示する方法により現地に明示するものとする。

<現況実測平面図作成>

現地において必要項目を測定描画し、境界確定に必要な現況実測平面図を作成する。

(既地点の使用)

既知点は国土地理院が設置した都市再生街区基本調査街区多角点及び節点を使用すること。

また、使用に際しては宇治市公共基準管理保全要項によるものとし、あらかじめ管理者の承認を得るものとする。

3) 【提出成果品】

提出成果品については下記のとおりとする。

① 関係機関協議資料作成

業務区分	成果品の名称	備考
関係機関協議資料作成	国土地理院への公共測量申請提出資料	

② 基準点測量

業務区分	成果品の名称	備考
基準点測量	成果表 成果数値データ 基準点網図 観測記簿 計算簿 点の記 建標承諾書 精度管理表 点検測量簿 平均図 測量標の地上写真 測量標位置通知書 基準点設置現況調査報告書 その他必要とされるもの	

③ 用地測量

社団法人日本測量協会「国土交通省公共測量作業規定の準則」第419条および下表に基づくものとする。

業務区分	成果品の名称	備考
復元測量	復元箇所位置図 復元箇所座標又は観測手簿 復元杭設置	写真含む
境界確認	立会人名簿	
境界測量	基準点一覧表（使用部分） 境界測量観測手簿	
境界点間測量	境界測量精度管理表	

公共用地境界確定協議の成果については、下表に基づくものとする。

業務区分	成果品の名称	備考
現況実測平面図作成	現況実測平面図(縮尺1/250)	
横断面図作成	横断面図	
協議書作成	公共用地確定書（道路境界確定図、道路区域明示図）	
その他	土地境界確認説明記録簿 必要とされるもの	

(必要経費)

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(その他)

本業務では、原則既設基準点及び新設する4級基準点を使用することとする。本業務にて設置した3級基準点は使用しないこととする。